

道路反射鏡（カーブミラー）設置基準

草津市 建設部 道路課

1 はじめに

この基準は、草津市が道路管理者として、道路反射鏡（以下「カーブミラー」という。）を設置する場合に適用するものです。

カーブミラーは、建物や壁等により見通しの悪い交差点やカーブにおいて、自動車の運転者による直接目視での確認が困難な場合に、安全確認の「補助施設」として、事故防止を目的に設置するものですが、その鏡面には死角が生じるなどの特性を有しています。

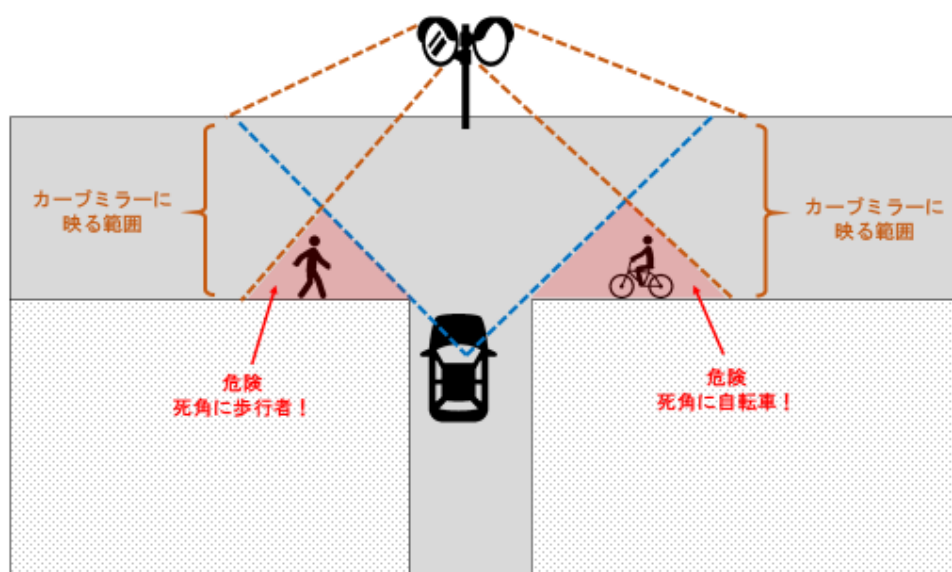
カーブミラーの設置については、その特性により生じる危険性と、カーブミラーを過信し、一時停止や目視による確認等を怠るなどの交通ルールを無視した危険運転により、新たな事故を誘発する恐れもあります。

安全確認は運転者自身の直接目視が原則であることを十分ご理解をお願いします。

2 カーブミラーの特性

カーブミラーは運転席から見えない場所にいる自動車などを確認できるメリットがある一方で、次のようなデメリットがあります。

- ① カーブミラーでは見えない部分（死角）があり、死角から出てくる自転車や歩行者の発見が遅れることがある。（下記のイメージ図参照）
- ② カーブミラーに映る自動車は小さく見え、遠くに感じやすいため、相手の自動車が接近してくる速度感や距離感がつかみづらい。
- ③ カーブミラーには左右が反転して映るため、手前と奥が逆に見え混乱を招きやすい。



カーブミラーの死角（イメージ図）

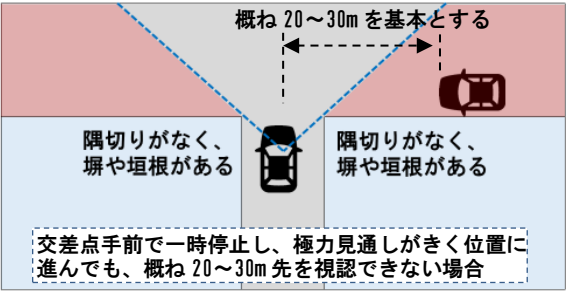
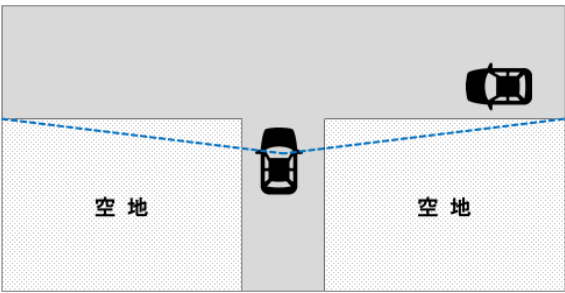
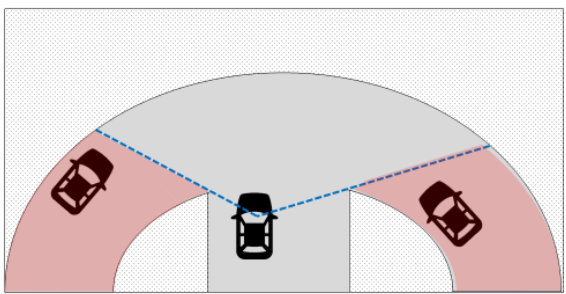
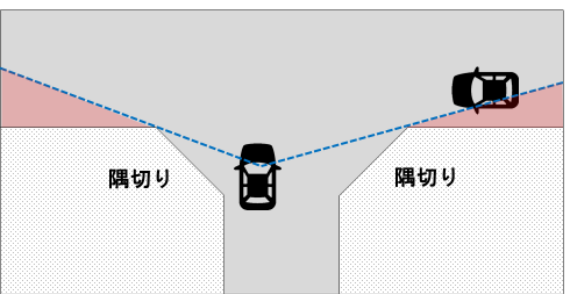
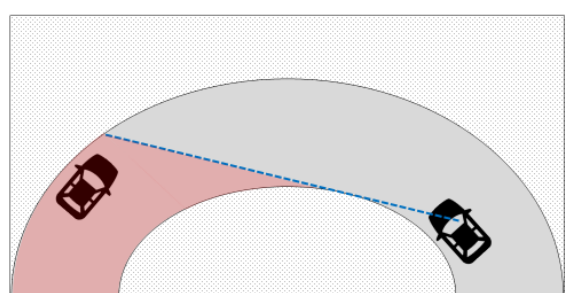
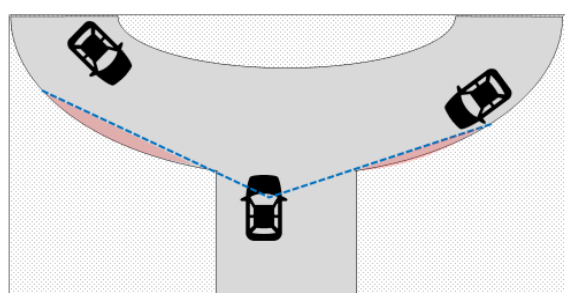
3 カーブミラーの設置について

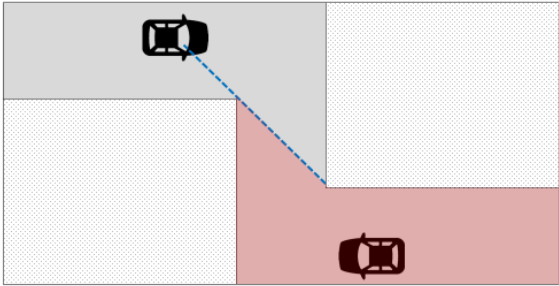
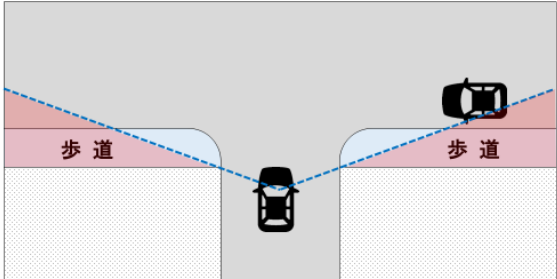
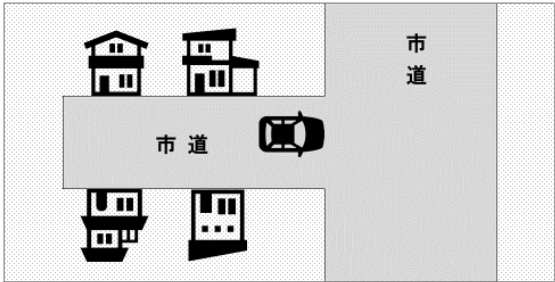
カーブミラーの設置は、町内会等の要望に応じて現地を調査し、自動車が一時停止し、徐行しても直接目視での安全確認が困難と判断した場合、かつ、設置基準を全て満たしている場合に設置を検討します。そのため、直接目視での安全確認が可能な場所、設置基準を満たしていない場所への設置はできません。

(1) 設置基準

- ① 一時停止または、徐行しても見通しを確保できない。
- ② 対面道路の通過車両が多い。
- ③ 一時停止する側の道路が通り抜け可能であり、通過車両が多く公共性が高い。
- ④ 道路の有効幅員を確保するため、原則民地内への設置に承諾がある。

(2) 一般的な設置の判断基準

設置を検討する例 ○	設置しないと判断する例 × (法令に定められた通行を行えば危険が除去できる)
① 民地内の塀や垣根等により、見通しを確保できない場合 	① 空地等の土地利用形態により、見通しが確保できている場合 
② 内へカーブしており、見通しを確保できない場合 	② 隅切りがあり、見通しが確保されている場合 
③ 急カーブで見通しを確保できない場合 	③ 外へカーブしており、見通しが確保されている場合 

④ 屈折部で見通しを確保できない場合 	④ 歩道があり、一時停止や徐行をして歩道部分へ進むことにより、見通しを確保できる場合 
	⑤ 行き止まり道路等の通り抜けができない道路で利用者が限定されている場合（公共性が低い） 

（３）一時停止する側の道路が私道である場合

一時停止する側の道路が私道である場合は、原則設置はできません。

特に必要と認められる場合は、次の設置基準を全て満たしている場合に設置を検討します。

- ① （１）設置基準を満たしている。
- ② 交通事故の危険性が高く、特に必要と認められる。
- ③ 町内会から設置の要望がある。
- ④ 設置したカーブミラーの維持管理は町内会で行う。

４ カーブミラーの設置後について

設置したカーブミラーには、「草津市」のラベル※を貼付しています。車両の接触等が原因で見通しが悪くなっている場合は、角度調整等の対応を行いますので、草津市道路課へご連絡ください。

なお、接触等による破損が多発した場合や、周辺の立地状況や交通状況の変化等により、上記の設置基準を満たさなくなったと判断した場合はカーブミラーの撤去を検討します。

※「草津市」のラベルを貼付していないカーブミラーは、市管理ではありません。

事故が起きたという理由だけでは、カーブミラーの設置の理由になりません。
事故は、あくまでも運転者の責任であり、安全運転を行う義務があります。